

令和5年 第3回定例会
小山広域保健衛生組合議会会議録

令和5年11月10日

小山広域保健衛生組合議会

令和5年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会会議録目次

| | |
|--|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 第 1 号 (11月10日) | |
| 議事日程 | 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 3 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 説明のための出席者 | 4 |
| 事務局職員出席者 | 4 |
| 議事日程の報告 | 5 |
| 議長挨拶 | 5 |
| 諸般の報告 | 6 |
| 会議録署名議員の指名の件 | 6 |
| 会期決定の件 | 6 |
| 近況報告の件 | 7 |
| 議案第11号から第17号まで並びに報告第1号の件、上程、管理者提案理由の説明 | 9 |
| 議案第11号の件、説明、質疑、討論、採決 | 11 |
| ・議案第11号 令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算(第2号) | |
| 議案第12号の件、説明、質疑、討論、採決 | 12 |
| ・議案第12号 令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について | |
| 議案第13号の件、説明、質疑、討論、採決 | 19 |
| ・議案第13号 人事院規則の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について | |
| 議案第14号の件、説明、質疑、討論、採決 | 20 |
| ・議案第14号 指定管理者の指定について | |
| 議案第15号の件、説明、質疑、討論、採決 | 21 |
| ・議案第15号 監査委員の選任について | |
| 議案第16号の件、説明、質疑、討論、採決 | 22 |
| ・議案第16号 専決処分の承認を求めることについて | |
| 議案第17号の件、説明、質疑、討論、採決 | 27 |

・議案第17号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

閉 会 ----- 28

署名議員 ----- 30

◎ 招 集 告 示

小山広域保健衛生組合
告 示 第 1 3 号
令和5年10月6日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和5年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

小山広域保健衛生組合
管理者 浅野正富

1 期 日 令和5年11月10日（金）午前10時00分～

2 場 所 小山広域保健衛生組合 2階大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 津野田 | 重一 | 2番 | 稲見 | 敏夫 |
| 3番 | 宮崎 | 美知子 | 4番 | 坂口 | 進治 |
| 5番 | 大島 | 昌弘 | 6番 | 小谷野 | 晴夫 |
| 8番 | 渡辺 | 一男 | 9番 | 佐藤 | 忠博 |
| 10番 | 橋本 | 守行 | 11番 | 森田 | 晃吉 |
| 12番 | 福田 | 幸平 | 13番 | 福田 | 洋一 |
| 14番 | 山野井 | 孝 | | | |

不応招議員（1名）

7番 秋山 幸男

令和5年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会

議 事 日 程

令和5年11月10日

午前10時20分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名の件
日程第2 会期決定の件
日程第3 近況報告の件
日程第4 議案第11号から議案第17号まで並びに報告第1号の件、上程、管理者提案理由の説明
日程第5 議案第11号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第6 議案第12号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第7 議案第13号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第8 議案第14号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第9 議案第15号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第10 議案第16号の件、説明、質疑、討論、採決
日程第11 議案第17号の件、説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（13名）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 津野田 | 重一 | 2番 | 稲見 | 敏夫 |
| 3番 | 宮崎 | 美知子 | 4番 | 坂口 | 進治 |
| 5番 | 大島 | 昌弘 | 6番 | 小谷野 | 晴夫 |
| 8番 | 渡辺 | 一男 | 9番 | 佐藤 | 忠博 |
| 10番 | 橋本 | 守行 | 11番 | 森田 | 晃吉 |
| 12番 | 福田 | 幸平 | 13番 | 福田 | 洋一 |
| 14番 | 山野井 | 孝 | | | |

○欠席議員（1名）

7番 秋山 幸男

○説明のための出席者

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 管 理 者 (小 山 市 長) | 浅 野 正 富 |
| 副 管 理 者 (下 野 市 長) | 坂 村 哲 也 |
| 副 管 理 者 (野 木 町 長) | 真 瀬 宏 子 |
| 副 管 理 者 (上 三 川 町 長) | 星 野 光 利 |
| 副 管 理 者 (小 山 市 副 市 長) | 初 澤 正 実子 |
| 会 計 管 理 者 (小 山 市 会 計 管 理 者) | 黒 川 澄 子 |
| 事務局長 | 細 島 讓 |
| 総務課長 | 鹿 久 保 礼 子 |
| 政策課長 | 深 水 尚 之 |
| 施設課長 | 坂 本 秀 行 |
| 施設課長補佐 | 伊 澤 勇 |

○事務局職員出席者

| | |
|---------|---------|
| 総務課総務係長 | 大 久 保 明 |
| 総務係 | 増 淵 努 |
| 総務係 | 森 貴 彬 |

○議事日程の報告

○鹿久保礼子総務課長 全員ご起立をお願いいたします。

礼、ご着席願います。

出席議員数及び議事日程を報告いたします。

ただいまの出席議員数は、13名であります。

なお、秋山幸男議員より欠席する旨、届出がありました。

次に、本日の議事日程を申し上げます。

日程第1、 会議録署名議員の指名の件

日程第2、 会期決定の件

日程第3、 近況報告の件

日程第4、 議案第11号から議案第17号まで並びに
報告第1号の件、上程、管理者提案理由の説明

日程第5、 議案第11号の件 説明、質疑、討論、採決

日程第6、 議案第12号の件 説明、質疑、討論、採決

日程第7、 議案第13号の件 説明、質疑、討論、採決

日程第8、 議案第14号の件 説明、質疑、討論、採決

日程第9、 議案第15号の件 説明、質疑、討論、採決

日程第10、 議案第16号の件 説明、質疑、討論、採決

日程第11、 議案第17号の件 説明、質疑、討論、採決

次に、本会議に出席した事務局職員の氏名を申し上げます。

総務課総務係長 大久保 明

総務課総務係 増 渕 努

総務課総務係 森 貴 彬

以上であります。

○議長挨拶

○福田洋一議長 改めまして、皆さんおはようございます。

令和5年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今期定例会は「令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」をはじめ、「指定管理者の指定について」、「監査委員の選任について」、「専決処分の承認を

求めることについて（補正予算第1号）」など重要案件が提出されることになっております。議員の皆様には慎重にご審議の上、適切な議決をなされ、住民の負託に応えられますようお願い申し上げます。

なお、議事運営につきましては、皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

午前10時24分 開 会

○福田洋一議長 ただいまから令和5年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○福田洋一議長 ここで、総務課長に諸般の報告をさせます。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 諸般の報告を申し上げます。

地方自治法第121条の規定に基づき、出席を要求した者の職・氏名は、お配りいたしました一覧表のとおりでございますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名の件

○福田洋一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小山広域保健衛生組合議会会議規則第2条の規定を受けて準用する小山市議会会議規則第89条の規定により、

4番 坂 口 進 治 議員

5番 大 島 昌 弘 議員

を指名いたします。

○会期決定の件

○福田洋一議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○近況報告の件

○福田洋一議長 日程第3、近況報告の件を議題とします。管理者の報告を求めます。
浅野管理者。

[浅野正富管理者登壇]

○浅野正富管理者 皆様改めましておはようございます。

本日ここに、令和5年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対しまして、感謝とお礼を申し上げます。

本年3月9日に開催いたしました第1回組合議会定例会以降の近況について、ご報告申し上げます。

初めに、小山地区夜間休日急患診療所についてであります。令和5年4月1日から新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ同時検査を感染対策に留意し、円滑に実施しております。令和5年4月1日から9月末までの総利用患者数は2,730人となり、令和4年度の年間実績2,894人を大きく上回る患者数が見込まれます。また、検査数は1,110人、うち新型コロナウイルス陽性者数464人、インフルエンザ陽性者数73人となっております。現在、新型コロナウイルス感染症に加え、全国的にインフルエンザが流行しております。今後大きなピークがやってくることが想定されることから、引き続き感染対策を行い、小山地区医師会と協力し運営してまいります。

次に、ごみ減量化施策の指定ごみ袋制度の取組状況についてであります。制度の素案であります「指定ごみ袋制度基本方針（案）」を7月に策定いたしました。現在は、これを基に各市町が、制度の案について説明会を開催し、広く住民の皆様のご意見を伺っているところでございます。

今後につきましては、いただいたご意見を基に、年内を目途に素案を修正し、2月頃に実施いたしますパブリックコメントを経て、年度内に制度内容を正式に決定いたしまして、令和6年10月からの制度導入に向けて進めてまいります。

次に、小山市、野木町の災害ごみの処理についてであります。令和5年7月10日に発生いたしました突風等による被害により、小山市と野木町では、それぞれ災害ごみ仮置場を設置いたしました。小山市の災害ごみは、主にプラスチック製波板等の可燃ごみや枝であり、処理可能な量であったことから、すべて組合の施設で処理いたしました。野木町の災害ごみは、枝

や木くずの他、可燃ごみや不燃ごみなどの混合ごみであり、発生量も多かったことから、速やかに処理するため外部搬出といたしました。なお、枝や畳など組合施設で処理可能な災害ごみにつきましては組合施設で処理し、有価物として売却可能な金属くずにつきましては、売却処理いたしました。今後、廃油や農薬等の処理困難物の処理に着手し、令和5年11月末には、すべての災害ごみの処理が完了する見込みであります。

次に、第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗状況についてですが、現在は、第2期焼却施設、調整池、敷地造成等の実施設計を行っております。

また、本工事の予定地には、平成12年に解体された旧40t粗大ごみ処理施設の基礎・杭が残置されていることから、令和5年10月から撤去工事に着手し、令和6年3月までに完了する予定でございます。

令和7年度に稼働予定している新計量棟・直搬ヤード及び調整池は、令和6年1月から土木工事に着手する予定でございます。

今後、令和9年4月の稼働を目指して事業を進めてまいります。

次に、中央清掃センターについてですが、第2エネルギー回収推進施設整備工事に伴い、場内で仮囲い等、各種準備工事が開始されております。来場されます住民の皆様の安全を最優先し、事業を進めてまいります。また、令和8年度末に稼働停止予定の既設160t焼却施設につきましては、最後まで安定した運転ができるよう、継続して維持管理に努めてまいります。

次に、南部清掃センターについてですが、プラスチック資源循環促進法が令和4年4月から施行されたことを受け、令和5年4月より、ごみを出す際に使用したごみ袋を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定する事業者へ引き渡し、再商品化しております。

これまで、ごみ袋は可燃残渣として焼却しておりましたが、再商品化することにより、プラスチック製品のリサイクル率の向上のみならず、可燃ごみの減量化にも寄与しております。

再商品化された実績量といたしましては、令和5年9月末時点で17.7tとなっております。

今後も構成市町と協同しながら、更なるリサイクル率の向上と可燃ごみの減量化に努めてまいります。

次に、リサイクルセンターについてですが、令和5年9月にリチウムイオンバッテリーが原因と思われる発煙事件が2度発生いたしました。リチウムイオンバッテリー等によるごみ処理施設やごみ収集車の火災は全国的にも増加しており、構成市町を通じて、住民の皆様や事業者の方々への適正な分別ルールの呼びかけや、委託収集業者へは適正収集をお願いしております。リサイクルセンターにおきましても、より一層注意喚起を行い、火災事故が発生しないよう監視してまいります。

次に、小山広域クリーンセンターについてであります。し尿処理施設の運転を行う長期責任委託事業が、令和6年3月31日をもって契約満了を迎えます。このため、令和4年3月31日に委託事業者でありますアクアペックスおやま株式会社と取り交わした覚書に基づき、年内の事業変更契約の締結に向けて手続きを進めております。

次に、小山聖苑についてであります。令和6年度より指定管理者制度を導入するため、令和5年8月に指定管理者選定委員会を開催いたしました。指定管理候補者には、株式会社合人社計画研究所と株式会社五輪による「小山聖苑運営共同企業体」が選定されました。

今定例会議案第14号「指定管理者の指定について」を付議しており、議会の議決をいただいた後、令和6年4月1日からの業務開始に向け、万全の体制を整えてまいります。

以上が、今議会における近況報告でございます。

○福田洋一議長 以上で、管理者の報告は終わりました。ただいまの報告に限り、質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ないようですので、以上をもちまして近況報告に対する質疑を終わります。

○議案第11号から議案第17号まで並びに報告第1号の件、上程、管理者提案理由の説明

○福田洋一議長 日程第4、議案第11号から議案第17号まで並びに報告第1号の件を一括議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり管理者から議案が提出されておりますので、送付書および議案件名の朗読を省略し、会議録に登載することについてご了承願います。

小山広域保健衛生組合議会議長 福田 洋一 様

小山広域保健衛生組合管理者 浅野 正富

小山広域保健衛生組合議会議案等の送付について

令和5年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会の議案書を別冊のとおり送付いたします。

記

| 議案番号 | 件名 |
|--------|----------------------------------|
| 議案第11号 | 令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第2号） |
| 議案第12号 | 令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第13号 | 人事院規則の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について |

| | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第14号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第15号 | 監査委員の選任について |
| 議案第16号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第17号 | 栃木県市町村総合事務組合格約の変更について |
| 報告第1号 | 令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計継続費の精算報告について |

○福田洋一議長 次に、上程議案の概要について、管理者の説明を求めます。

浅野管理者。

〔浅野正富管理者登壇〕

○浅野正富管理者 ただいま上程になりました議案等の概要につきまして、ご説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、補正予算に関するもの1件、決算の認定等に関するもの1件、条例に関するもの1件、指定管理者の指定に関するもの1件、人事に関するもの1件、専決処分の承認に関するもの1件、栃木県市町村総合事務組合の規約変更に関するもの1件、継続費の精算報告に関するもの1件の計8件でございます。

はじめに、議案第11号は、令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてでありまして、債務負担行為を追加するものであります。

次に、議案第12号は、令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計の決算の認定等についてでありまして、監査委員の審査に付しましたので、その意見書を付けて認定等に付するものであります。

次に、議案第13号は、人事院規則改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでありまして、国家公務員の特殊勤務手当の基準や、職員の勤務状況を踏まえて、特殊勤務手当の支給基準等を改めることに伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

次に、議案第14号は、指定管理者の指定についてでありまして、小山聖苑の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するものであります。

次に、議案第15号は、監査委員の選任についてでありまして、識見監査委員の岩崎忠義氏の任期満了に伴い、後任として、館野治信氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第16号は、令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてでありまして、令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計予算の執行にあたり、予算の調整をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものであります。

次に、議案第17号は、栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてでありまして、栃木県市町村総合事務組合において、共同処理する事務のうち退職手当支給事務、議員その他非常勤職員の公務災害補償事務及び非常勤の学校医等の公務災害補償事務について、鹿沼市が加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、提案するものであります。

続いて、報告であります。

報告第1号は、令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計継続費の精算報告について、報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重ご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 管理者の説明は、終わりました。

○議案第11号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第5、議案第11号「令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島譲事務局長 はい。ただいま上程となりました議案第11号「令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正は、第1条に規定いたしましたとおり、債務負担行為の追加によるもので、「第1表 債務負担行為補正」により、ご説明申し上げます。

議案書2ページをお開きいただきたいと存じます。

2番、「小山地区夜間休日急患診療所事務委託」は、現契約が令和5年度末で契約終了となることから、期間を令和5年度から令和8年度、限度額3,507万円に設定するものでございます。

以上が議案第11号「令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第2号）」の概

要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は終わりました。上程議案に対し質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議案第12号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第6、議案第12号「令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島護事務局長 はい。ただいま上程となりました議案第12号「令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

議案書は4ページになりますが、別冊の「令和4年度歳入歳出決算書」により、ご説明申し上げます。

初めに、決算書2ページ、3ページをお開きください。

歳入の決算ですが、一番下の歳入合計欄をご覧ください。

予算現額42億3,854万3,000円に対し、収入済額は3ページになりますが、42億9,598万614円、予算現額と比較して一番右の欄にありますとおり5,743万7,614円の増となり、収入率は101.4%でございます。

また、不納欠損額及び収入未済額は、記載のとおりでございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

歳出の決算ですが、表の一番下、歳出合計欄をご覧ください。

予算現額 42 億 3,854 万 3,000 円に対し、支出済額は 5 ページになりますが、39 億 8,710 万 9,913 円、予算現額と比較して一番右の欄にありますとおり 2 億 5,143 万 3,087 円の減となり、執行率は 94.1%でございます。

翌年度繰越額及び不用額は記載のとおりでございます。この結果、歳入から歳出を差し引いた残額は欄外に記載のとおり、3 億 887 万 701 円となっております。

なお、前年度の決算と比較しますと、歳入は 2 億 1,218 万 4,895 円、4.7%の減となり、歳出は 2 億 6,204 万 2,407 円、6.2%の減でございます。

ここで、恐れ入りますが、20 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

令和 4 年度の実質収支は 3 の歳入歳出差引残額 3 億 887 万円から、4 の翌年度へ繰り越すべき財源が 0 円のため、5 の実質収支額 3 億 887 万円の余剰金となりますが、今後、構成市町 2 市 2 町に分担金を減額する形で還付する予定であります。

以上が、令和 4 年度の一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、事項別明細書について、ご説明いたします。

戻りまして、決算書 6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入の 1 款・分担金及び負担金、1 項・分担金、1 目・市町分担金は、構成市町からの分担金であり、7 ページになりますが、収入済額は 33 億 2,133 万 3,000 円で、予算現額に対する収入率は、100%でございます。構成市町ごとの金額と構成比は、小山市 22 億 8,703 万 5,000 円、68.9%。下野市 6 億 968 万 9,000 円、18.3%。上三川町 7,230 万 6,000 円、2.2%。野木町 3 億 5,230 万 3,000 円、10.6%となっております。

次に、2 款・使用料及び手数料、1 項・使用料、1 目・衛生使用料は、火葬場と斎場の使用料及び各診療所の使用料であり、収入済額は 6,809 万 3,547 円で、予算現額に対する収入率は 123.7%、1,303 万 8,547 円の増でございます。同じく 2 項・手数料、1 目・衛生手数料は診断書発行、し尿投入及び廃棄物処理に関する手数料であり、収入済額は 3 億 6,428 万 6,798 円で予算現額に対する収入率は 106.1%、2,083 万 8,798 円の増でございます。

次に、3 款・国庫支出金、1 項・国庫補助金、1 目・衛生費国庫補助金は、第 2 期エネルギー回収推進施設整備・運営事業に係る事業者選定アドバイザー等業務委託に対する循環型社会形成推進交付金であり、収入済額は 786 万 3,000 円で予算現額に対する収入率は 92.6%、63 万 1,000 円の減でございます。

次に、4 款・県支出金、1 項・県補助金、1 目・衛生費県補助金は、小児救急医療施設運営費補助金であり、収入済額は 594 万 7,000 円で予算現額に対する収入率は 118.9%、94 万 7,000 円の増でございます。

次に、5款・財産収入、1項・財産運用収入、1目・財産貸付収入は、敷地内の電柱と聖苑内の売店に関する貸付収入であり、収入済額は18万3,000円で、予算現額に対する収入率は100%でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

同じく2目・利子及び配当金ですが、財政調整基金の預金利子であり、令和2年度より利子が見つからない代わりに、金融機関が破綻した場合に、預金が全額保護される決済用預金を使用しているため、9ページのとおり、収入済額はございません。

次に、6款・繰入金、1項・基金繰入金、1目・財政調整基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金であり、収入済額は0円でございます。

次に、7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金は、令和3年度の繰越金であり、収入済額は2億5,901万3,189円でございます。

次に、8款・諸収入、1項・組合預金利子、1目・組合預金利子は、一般会計の普通預金の利子であり、収入済額は7,005円でございます。

同じく2項・雑入、1目・雑入の収入済額は2億6,925万4,075円ですが、主なものはリサイクルセンターの資源売却料2億255万5,365円、中央清掃センターの資源売却料2,872万8,304円及び発電売却料2,675万6,274円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

決算書及び別冊の主要な施策の成果及び予算執行の実績報告書を併せてご覧ください。

決算書の10ページ、11ページ、実績報告書は8ページ、9ページをお開きください。

1款・議会費、1項・議会費、1目・議会費は、決算書10ページの予算現額211万1,000円に対し、11ページになりますが、支出済額121万6,033円で、不用額は89万4,967円、執行率は57.6%でございます。

次に、2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費ですが、実績報告書は10ページ、11ページをお開きください。予算現額2億8,992万4,000円に対し、支出済額2億7,804万9,465円で不用額1,187万4,535円、執行率は95.9%でございます。

同じく2目・政策費は、予算現額3,987万2,000円に対し、支出済額3,847万8,910円で不用額139万3,090円、執行率は96.5%でございます。

決算書12ページ、13ページを、実績報告書は13ページをお開きください。

同じく2項・監査委員費、1目・監査委員費ですが、予算現額11万4,000円に対し、支出済額6万2,752円で、不用額5万1,248円、執行率は55.0%でございます。

次に、3款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健予防費ですが、実績報告書は14ページをお開きください。予算現額772万1,000円に対し、支出済額752万6,200円で不用額19万

4,800円、執行率は97.5%でございます。

また、実績報告書14ページのとおり、令和4年度結核検診の実績につきましては、小山市及び野木町において、延べ116ヶ所の会場で実施し、受診対象者数5万1,281人に対し、受診者数6,842人、受診率は13.3%でございました。

同じく2目・夜間休日急患診療所費ですが、実績報告書は15ページをお開きください。

予算現額7,577万2,000円に対し、支出済額7,250万9,996円で、不用額326万2,004円、執行率は95.7%でございます。

また、実績報告書15ページに記載のとおり、令和4年度夜間休日急患診療所利用実績につきましては、開院日数365日、受診者数2,894人でございました。

同じく3目・休日急患歯科診療所費ですが、実績報告書は17ページをお開きください。

予算現額859万1,000円に対し、支出済額792万9,265円で、不用額66万1,735円、執行率92.3%でございます。

また、実績報告書17ページに記載のとおり、令和4年度休日急患歯科診療所利用実績につきましては、開院日数70日、受診者数182人でございました。

決算書14ページ、15ページ、実績報告書は、18ページをお開きください。

同じく4目・小山聖苑費ですが、予算現額1億3,666万1,000円に対し、支出済額1億2,983万6,609円、不用額682万4,391円、執行率は95.0%でございます。

また、実績報告書18ページに記載のとおり令和4年度の稼働実績につきましては、年間の火葬件数2,760件、大式場、小式場、待合室などの斎場使用件数は4,069件でございました。

同じく2項・清掃費、1目・施設管理費ですが、実績報告書は20ページをお開きください。

予算現額6,621万2,000円に対し、支出済額6,304万6,796円で、不用額316万5,204円、執行率は95.2%でございます。

同じく2目・焼却施設費は、予算現額17億3,793万1,000円に対し、支出済額15億8,755万2,724円で、不用額1億5,037万8,276円、執行率は91.3%でございます。

また、実績報告書20ページに記載のとおり、中央清掃センターのごみ搬入量は、燃やすごみが5万3,795t、可燃系資源物が2,161t、可燃系粗大ごみが174t、総量が5万6,130tで前年度比0.8%の減となっております。

決算書16ページ、17ページ、実績報告書は、22ページをお開きください。

同じく3目・南部清掃センター費は、予算現額2億4,837万2,000円に対し、支出済額は2億3,388万6,890円で、不用額1,448万5,110円、執行率は94.2%でございます。

また、実績報告書22ページに記載のとおり、南部清掃センターのごみ搬入量につきましては、容器包装リサイクル法対象プラスチックが2,457t、剪定枝が1,307t、生ごみが697t、

可燃系資源物が603t、総量5,064tで、前年度比2.5%の減となっております。

同じく4目・小山広域クリーンセンター費ですが、実績報告書は、23ページをお開きください。

予算現額4億240万4,000円に対し、支出済額4億127万1,833円で、不用額113万2,167円、執行率は99.7%でございます。

また、実績報告書23ページ下段に記載のとおり、クリーンセンターの処理量につきましては、生し尿が4,664t、浄化槽汚泥が2万3,481t、農集排汚泥が1万582t、これら汚泥等の合計が3万8,727tで、前年度比1.1%の減、生ごみが274tで前年度比7.7%の増となっております。なお、堆肥の売却量は341tでございます。

同じく5目・リサイクルセンター費ですが、実績報告書は、24ページをお開きください。

予算現額4億4,238万7,000円に対し、支出済額4億440万988円で、不用額3,798万6,012円、執行率は91.4%でございます。

また、実績報告書24ページ下段に記載のとおり、リサイクルセンターのごみ搬入量は、燃えないごみが3,410t、可燃系資源物が1,031t、不燃系資源物が2,233t、不燃系粗大ごみが1,038t、有害ごみが434t、総量8,146tで前年度比6.4%の減となっております。

決算書18ページ、19ページ、実績報告書は26ページをお開きください。

同じく6目・ごみ処理施設建設費ですが、通次繰越を含めた予算現額1億5,079万8,000円に対し、支出済額1億4,244万3,906円で、不用額835万4,094円、執行率は94.5%でございます。

なお、実績報告書26ページに記載のとおり、主なものは第2期エネルギー回収推進施設整備運営事業に係る事業者選定アドバイザー一等業務委託料が2,359万円、特別高圧接続にかかる工事費負担金が1億円でございます。

続いて、実績報告書は27ページをお開きください。

4款・公債費、1項・公債費、1目・元金は、予算現額6億135万1,000円に対し、支出済額6億135万394円で不用額606円、執行率は100%でございます。

同じく2目・利子は、予算現額2,332万2,000円に対し、支出済額1,754万7,152円で、不用額577万4,848円、執行率は75.2%でございます。

次に、5款・予備費は当初予算額500万円に対し、支出はありませんでした。

なお、決算書21ページから24ページが「財産に関する調書」、25ページ、26ページが「基金運用状況に関する調書」でございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、令和4年度財務4表についてご説明申し上げます。

総務大臣通知である「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、平成

29年度から公表しております財務4表は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及び注記で成り立っております。

内容につきましては、財務4表の後ろにあります「令和4年度小山広域保健衛生組合の財務書類」に基づき、ご説明申し上げます。

財務書類の2ページをお開きください。

まず、貸借対照表ですが、中段の概要欄に記載しておりますが、資産合計は130億787万2,000円で住民1人当たり約4万6,000円、負債合計は61億2,673万7,000円で、住民1人当たり約2万2,000円、資産と負債の差である純資産は、68億8,113万5,000円で、住民1人当たり約2万5,000円となります。

資産の約87%が、ごみ処理施設などの有形固定資産、負債の99%が地方債となります。

次に、4ページをお開きください。

行政コスト計算書ですが、概要欄に記載しておりますが、純行政コストは32億24万円で、住民1人当たり約1万1,000円となります。

日常的な行政サービスの提供に関わる費用は39億239万6,000円、使用料や手数料など受益者負担による収益は、7億45万3,000円で受益者負担割合は17.9%となります。

次に、5ページをお開きください。

純資産変動計算書ですが、概要欄に記載しておりますが、本年度末純資産残高は68億8,113万5,000円で住民1人当たり約2万5,000円となり、前年度末純資産残高67億4,623万2,000円に比べ、1億3,490万3,000円増加しております。

次に、6ページをお開きください。

資金収支計算書ですが、概要欄に記載しておりますが、本年度資金収支額は4,985万8,000円、本年度末現金預金残高は3億2,208万4,000円で住民1人当たり約1,000円となります。

7ページ、8ページには、平成30年度からの分析になりますので、参考にご覧いただきたいと存じます。

以上が、議案第12号「令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の概要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は終わりました。質疑に入る前に、決算審査の結果について報告を求めます。

細島事務局長。

○細島譲事務局長 はい。令和4年度小山広域保健衛生組合一般会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

なお、識見代表監査委員が任期満了のため不在、議選監査委員が本日欠席のため、監査委員に代わりご報告をさせていただくものです。

意見書の2ページをお開きください。

初めに、審査の方法について申し上げます。

管理者から審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類、基金運用状況を示す書類について関係諸帳簿及び証拠書類と照合点検を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、計数の正否性、予算の執行状況及び運用状況の適否等について審査しました。

次に、審査の結果について申し上げます。

管理者から審査に付された令和4年度一般会計歳入歳出決算書、令和4年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められました。

財産に関する調書については、公有財産、物品債権及び基金について対する財産台帳等を審査した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

基金運用状況に関する調査については、年度末現在高及び運用状況の計数はいずれも正確であると認められました。

予算の執行状況及び事務処理は、おおむね適正かつ効果的に執行されたものと認められました。

以下、決算の概要について申し上げます。意見書の3ページをお開きください。

令和4年度の歳入総額は42億9,598万614円で、歳出総額は39億8,710万9,913円です。歳入歳出差引額は3億887万701円となっており、令和5年度に繰越すべき財源を除いた実質収支額は3億887万701円となっております。

以下、総括的意見を申し上げます。

令和4年度の小山広域保健衛生組合一般会計における決算の状況は、別紙一般会計の決算資料のとおりとなります。

いずれも、関係法令に準拠して作成されています。計数も正確であり、その内容も適正です。全体の執行率は94.1%であり、概ね適正かつ効果的に執行されていたものと認められます。

今後も適正な予算管理及び業務執行を心がけ、組織の中で相互にチェック、牽制し合い、効率的かつ効果的な管理運営に徹することを要望いたします。

以上、決算審査の報告を終わります。

○福田洋一議長 事務局の説明は終わりました。上程議案に対し質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

○議案第13号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第7、議案第13号「人事院規則の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島議事務局長 はい。ただいま上程となりました議案第13号「人事院規則の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例を廃止するとともに、国家公務員の特殊勤務手当の基準や職員の勤務状況を踏まえ、特殊勤務手当の支給基準等を改めることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

6ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条小山広域保健衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員について、特殊勤務手当に関する条例が適用されること、育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対して月額の特殊勤務手当を支給するときは、当該職員の勤務時間に応じて減額した額を支給することを定めるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例を廃止するほか、文言の整理を行うものです。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと存じます。

第2条小山広域保健衛生組合の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員について、特殊勤務手当に関する条例が適

用される旨を定めるものです。

10ページの附則につきましては、本条例の施行期日を令和5年12月1日とし、制度改正に伴う経過措置を定めるものです。

以上が、議案第13号「人事院規則の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について」の概要でございます。

何とぞ、慎重ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は終わりました。上程議案に対し質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議案第14号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第8、議案第14号「指定管理者の指定について」を議題とします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島讓事務局長 はい。ただいま上程になりました議案第14号「指定管理者の指定について」、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。併せまして議案参考資料の1ページから4ページをご参照いただきたいと思います。

小山聖苑の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

指定管理者となる団体につきましては、広島県広島市中区袋町4番31「小山聖苑運営共同企業体」、代表企業株式会社合人社計画研究所、代表取締役福井滋氏、指定の期間は令和6年

4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

なお、指定管理者の候補の団体につきましては、小山広域保健衛生組合小山聖苑指定管理者選定委員会において審査選定されたものであります。

以上が、議案第14号「指定管理者の指定について」の概要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は終わりました。上程議案に対し質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について、質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議案第15号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第9、議案第15号「監査委員の選任について」を議題とします。

上程議案に対し管理者の説明を求めます。

浅野管理者。

〔浅野正富管理者登壇〕

○浅野正富管理者 はい。ただいま上程になりました議案第15号「監査委員の選任について」、ご説明を申し上げます。

識見を有する者のうちから選任いたしました監査委員の「岩崎忠義」氏は、令和5年11月7日付をもって任期満了となるため、その後任者として「館野治信」氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項及び小山広域保健衛生組合同規約第16条第2項の規定により、議会の同意を求めため提案するものであります。氏名、館野治信。住所、上三川町大字坂上441番地。生年月日、昭和20年2月11日。

なお、経歴につきましては議案参考資料5ページに記載いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。何卒よろしく願いいたします。

○福田洋一議長 お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案は、人事に関する案件で、慎重検討のうえ、提案されたものと認め、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第15号「監査委員の選任について」同意を求める件は、これに同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号「監査委員の選任について」同意を求める件は、これに同意することに決しました。

○議案第16号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 日程第10、議案第16号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島護事務局長 はい。ただいま上程となりました議案第16号「専決処分の承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

議案書は13ページからでございますが、14ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年度小山広域保健衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和5年7月10日に野木町等で発生した突風等の被害により、大量に発生した災害廃棄物を速やかに処理するため、早急に補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,691万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ51億8,607万6,000円としたものでございます。

また、各款各項の補正につきましては、16ページ、17ページの「第1表歳入歳出補正予算」の歳入歳出予算補正のとおりでございますが、詳細につきましては、22ページ以降の「歳

入歳出補正予算事項別明細書」にてご説明申し上げます。

議案書の22ページ、23ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入についてご説明申し上げます。

1款1項1目市町分担金の1億4,691万4,000円の増額は、野木町からの市町分担金でございます。

3款1項3目災害等復旧費国庫補助金1,000円の増額は、災害廃棄物処理に係る補助金の増額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

3款2項2目焼却施設費76万5,000円の増額は、災害廃棄物処理事業費の増額でございます。主なものは、災害により排出された畳や枝を中央清掃センターにて焼却処理し、発生した焼却灰及びばいじんに係る処分費用でございます。

3款2項3目南部清掃センター費361万7,000円の増額は、災害廃棄物処理事業費の増額でございます。主なものは、仮置場から災害廃棄物を組合施設に運搬する運搬業務委託料でございます。

3款2項5目リサイクルセンター費1億4,253万3,000円の増額は、災害廃棄物処理事業費の増額でございます。主なものは、災害廃棄物を外部搬出先で処理するための運搬処分業務委託料、及び外部搬出先の自治体へ支払う環境保全負担金でございます。

以上が、議案第16号「専決処分の承認を求めることについて」の概要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は終わりました。上程議案に対し質疑を許します。

はい。4番、坂口議員。

○4番(坂口進治議員) はい。令和5年7月31日に専決処分をしたということで、関係があるので質問させていただきます。

野木町に、専決処分を広域のほうで7月31日にやりたいので、それ以内に専決をしてくれというふうに9月の野木の議会で説明を受けました。これについて、こういったように広域のほうで日にちを区切って野木町のほうに連絡をしたかどうかということをお尋ねします。

○福田洋一議長 答弁。細島事務局長。

○細島讓事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

補正予算につきましては、災害廃棄物を早期に処理するという事で、野木町と組合双方が並行して補正予算の調製をいたしました。費用の算出は組合の方で実施いたしましたので、費用が算出された段階で、野木町さんに費用を提示いたしました。野木町さんは野木町さんで専決処分、組合としましては2市2町の管理者、副管理者の決裁をいただく都合上、スケジュール

ル的に最短で7月31日になりました。ですので31日は、結果的に31日になったと。組合の補正予算、専決は結果的に31日に決裁となり補正予算を専決処分したものでございます。野木町さんについては、双方急いでいましたので野木町さんも最短で、専決処分をしたものと考えております。以上でございます。

○福田洋一議長 はい。4番坂口議員。

○4番(坂口進治議員) 私の質問した趣旨は、野木町が7月28日に専決をするために広域のほうで31日に専決をしたいから決めてくださいという、まあ28か27かというのは、27日にたぶん野木町に連絡があったというふうにお聞きしたんですが、その辺は、もちろん災害で即座に対応しなければならないというのは理解できるのですが、野木町がその日にちに設定したという大本として、広域のほうである程度日にちを31日というふうに言ったということをおっしゃったので、それについては広域のほうから野木町に対してそういう話をしたのかということを知りたい。

○福田洋一議長 答弁。細島事務局長。

○細島議事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

日付を指定してお願いしたのではありません。組合としては決裁のスケジュール的に先ほどご説明したんですが、結果的に31日になった。組合も最短のスケジュールで専決決裁をいただきますので、野木町さんも並行して進めましょう、という話で進んだもので改めて日付を指定したわけではありません。

最短の日、日にちで専決処分をしたものと考えています。以上です。

○福田洋一議長 はい。4番、坂口議員。

○4番(坂口進治議員) はい。今のお答えですね、わからないでもないのですが、そのことによってですね、賛成、反対という議決、3人の議員が反対してもう一人の議員もこの話を聞いて期日31日だからこれはもうまともだろうということで、28日は間違いはないということで賛成をしたという経緯があるんですね。だから、ちゃんとしたそういったような情報というのが私ももちろん広域の議員としても聞いてませんし、町のほうにそういうお話があったというふうに言われたものですからそれによって賛成をしたという議員も出てきているんです。そこをはっきりですね、要するに日にちは指定していません。なるべく早くということだったと私はお電話でお聞きしたものですから、その辺は議会当日にもそういう話をしたんですが、基本的には広域としてはそういうことは言っていないということによろしいんですね。早くしろということはあるんだと思いますけど、日にちを何日にしてくださいということはなかったということですね。

○福田洋一議長 答弁。細島事務局長。

○細島議事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

日付を指定したわけではありません。先ほどから説明したとおり、こっちから急げという話もしたわけじゃなくて、双方が急いでいた、それぞれが急いでいた。組合は、結果的にスケジュールの都合上31日になったという結果で、日付を指定してはおりません。はい。以上でございます。

○福田洋一議長 はい。4番、坂口議員。

○4番(坂口進治議員) はい。その指定していないことに対しては了解をいたしました。ただこの専決理由に議会を招集する時間的余裕がないというふうに書かれているんですが、これは、議会を招集する時間というのはあったのではないかなと私は思うのですがその辺のことはどのようにしてやられたのでしょうか。

○福田洋一議長 答弁。細島事務局長。

○細島議事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

災害が7月10日に発生しました。翌日から、野木町さんでは仮置場を設置開設して、ごみの搬入が始まりました。第1回目の週末土日を迎えたところ、廃棄物が大量に積み上がっている、非常に危険であるというふうに、我々も現場に行きまして、野木町の担当する課さんも現場に行きました。これは危険であり、早急に処理を進めなければならないということで動き出しまして、予算の見積りを開始しました。併せて現場の測量等も開始しました。組合サイドの事情を話させていただければ、構成2市2町ございますので、管理者・副管理者、そして各市町の議会のスケジュール調整はとてもできない。7月10日に発生して、その週末に急いで処理しなければならないという状況になった中で、何とか7月中には予算を調整して処理の方に移りたいという思いでありましたので、組合としては、確かに時間的な余裕はなかったというふうに判断して専決処分をさせていただきました。以上です。

○福田洋一議長 4番、坂口議員。

○4番(坂口進治議員) はい。今の件につきましても納得するかなというのは私の中では納得はあまりできないのですが、その諸事情というのを考えると、早く片付けなければいけない、危険度が増すということで、それについては了解させていただきます。以上です。

○福田洋一議長 はい、その他ございますか。

はい。3番、宮崎議員。

○3番(宮崎美知子議員) 質問内容が少しかぶるかもしれませんが、お許してください。

先ほどの事務局長の方から急がせたわけではない。ましてや、専決処分として指定日を野木町に伝えたわけではないということであり、野木町の方に専決処分を広域としてはこれこの日にちにしたいってことを伝えた上で急がせているような、ちょっと我々では今まで印象を持っ

ているわけなんですけども、私は野木町のこれは基本的に問題であって野木町の私は今回、肩を持つわけではありませんが、実際、肩を持ちたいんですけども、やっぱり広域として、急がせたわけではないのであれば、やっぱり野木町に何か急ぎ急ぎってというような、そういうふうな雰囲気というかそれを与えたのではないのでしょうか。むしろ広域の方が実際の契約は8月28日で専決処分から約1ヶ月たっておりますので、そんなに専決処分で急ぐ必要もなかったわけであると思うんですね。もうすでに予算的には決まっているという段階ですから、だからそういう意味では野木町にせかせたのではないのでしょうか。そのあたりはいかがなんでしょうか。

○福田洋一議長 答弁。細島事務局長。

○細島譲事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

組合の方がせかしたのではないかということですがけれども、先程から説明してありますとおり、第1回目の週末を迎えている、具体的には、潤島グラウンド等現場確認しておりますけれども、非常に危険な状態となっております。これは、組合と野木町双方の共通認識だったと思います。ですので、どちらかが急がせたとかというわけではなくて、双方は急いで処理に移らなければならぬという、共通認識を持ったものと考えております。それから、契約が8月だったのであるから、そんなに急ぐ必要はなかったとおっしゃるんですけども、契約に至るまでは各種準備行為がございます。例えば今回は自区内処理ではありませんので、関係市町県に対して事前協議というものをしなければなりません。そのためには、事務事業として動くためには、予算の裏づけが必要となります。そのために例えば8月まで予算が成立しないとすると、またさらにそこから1ヶ月2ヶ月というふうに後に移ってしまいますので、今回、事務処理も含めての専決処分を急がなければならなかったという事情になります。以上でございます。

○福田洋一議長 3番、宮崎議員。

○3番(宮崎美知子議員) いずれにしましても野木町にそのようなことを伝えられてから、野木町は3日間のいとましかないということで、議会に諮らず専決処分したという経緯であります。ここが一番、我々は問題にしてこられたと思いますけれども、でも、そこを広域さんのその後の準備があったとしても、やっぱり非常に野木町に急がせた、野木町も急ぎたかったけれども、急がせた、そういう空気の中で大変な予算とそれから専決処分という問題を、この間野木町の中では背負ってまいりました。このあたりについては、今後このようなことが起きる、災害が起きないとも限らないわけでありましてけれども、今後の対応ってというのはどんなふうにお考えでしょうか。

○福田洋一議長 答弁。細島事務局長。

○細島譲事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

災害となりますと、今回は専決処分をいたしました。今、宮崎議員、坂口議員おっしゃられたとおり臨時会を開くべきじゃないかというご意見も当然でございます。それにつきましては災害の状況ですとか、そのときの状況を個々に判断するものであって、今後、全て臨時議会します、専決します、ということはこの場では申し上げづらい、申し上げられないかなと考えております。以上でございます。

○福田洋一議長 はい、6番、小谷野議員。

○6番(小谷野晴夫議員) はい。この問題の専決処分についてでありますけれども、7月20日の日に広域の臨時会がありました。そのときまだ議長が決まってないってことで、私が仮に、議長代行させていただいたんですが、その説明会の時にもですね、早急に処分をしたいということで専決処分をさせていただきますっていう形で皆さんに報告をさせていただいて、誰も異議も異議申し立てがなかったもんですから、それで専決処分の方で進めていっていただいたということでありますので、ちょっとその辺の理解をしっかりとさせていただきたいと思っております。

○福田洋一議長 その他ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔採決方法を挙手で〕と言う者あり〕

○福田洋一議長 そうすると反対、賛否を問うということですから反対の意向ということですか。

はい。わかりました。

それでは議案について反対であるということですので、議案第16号について、採決に入りたいと思っております。採決方法については、起立によって行いたいと思っております。それでは議案第16号、専決処分の承認について賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○福田洋一議長 はい。ありがとうございました。起立多数ということで、議案第16号専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

○議案第17号の件、説明、質疑、討論、採決

○福田洋一議長 次に、日程第11、議案第17号「栃木県市町村総合事務組合の規約の変更について」を議題とします。

上程議案に対し、事務局の説明を求めます。

細島事務局長。

○細島譲事務局長 はい。ただいま上程となりました議案第17号「栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」、ご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開きいただきたいと存じます。

令和6年4月1日から鹿沼市が退職手当支給事務、議員その他非常勤職員の公務災害補償事務及び非常勤の学校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

26ページをご覧いただきたいと存じます。

26ページから27ページまでは、先ほどご説明申し上げました、規約の変更に関する新旧対照表でありまして、別表第2中の「佐野市」の文言を「佐野市 鹿沼市」、「栃木市」の文言を「栃木市 鹿沼市」と改めるものです。

以上が、議案第17号栃木県市町村総合事務組合規約の変更についての概要でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○福田洋一議長 事務局の説明は終わりました。上程議案に対し質疑を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案について質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。議案第17号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福田洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○福田洋一議長 以上をもちまして、令和5年第3回小山広域保健衛生組合議会定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

閉会にあたり、一言申し上げます。

今期定例会は、本日1日だけでございましたが、令和4年度の一般会計歳入歳出決算の認定及び指定管理者の指定など組合運営にとって重要な案件を議員の皆様にと終始真剣にご審議賜り、深く敬意を表し、心からお礼を申し上げる次第であります。

終わりに、管理者を初め執行部、皆様のご協力に対し、厚く感謝を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午前11時37分 閉会

署 名 議 員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年3月8日

議 長 福 田 洋 一

議 員 坂 口 進 治

議 員 大 島 昌 弘

